

気をつけて！

二酸化炭素消火設備の誤放出

本年4月15日に東京都新宿区において、二酸化炭素消火設備の消火剤(二酸化炭素)が何らかの理由で放出され、死者4名及び負傷者2名を出す事故が発生しました。また、昨年12月に愛知県名古屋市、本年1月に東京都港区においても同様の事故により死傷者が発生しています。

同様の事故を防止するために、次の事項にご注意ください。

1 二酸化炭素消火設備が設置された部分やその付近で工事やメンテナンス等を行う場合

- ① 誤作動や誤放出を防ぐため二酸化炭素消火設備を熟知した消防設備士や消防設備点検資格者を立ち合わせるなど、作業時の安全を確保する。
- ② 関係者以外の人が入らないように管理を徹底する。

2 二酸化炭素消火設備が作動し、退避警報が流れた場合

- ① 防護区画内に二酸化炭素が放出されるため、速やかに退避し、区画付近にむやみに近づかない。
(裏面「二酸化炭素消火設備各部名称」参照)
- ② 消防機関へ通報する。
- ③ 当該設備の設置・保守点検等に係る専門業者等へ連絡する。

※ 二酸化炭素消火設備とは、水による消火方法が適さない閉鎖された空間を二酸化炭素で満たすことで火災を消火する設備です。

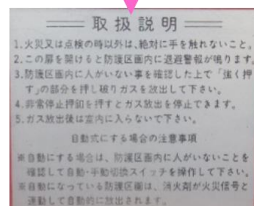
※ 二酸化炭素の濃度が高くなると人体に影響を及ぼす恐れがあります。消火に用いる濃度(概ね35%)では、ほとんど即時に意識消失に至ります。起動後は速やかに退避してください。

二酸化炭素消火設備各部名称

(ガス放出表示灯)

避難口 (内部)

(手動式起動装置)



取扱説明



閉止弁 (常時開、点検時閉)



二酸化炭素貯蔵容器室



制御盤

【消防設備士及び消防設備点検資格者の皆様へ】



消防設備点検の作業を行う場合は、以下の点に注意して下さい。

1. 「制御盤」にて起動の切替えスイッチを「手動」にする
2. 「閉止弁」を「閉」にする
3. 作業終了後は、通常時に復旧させる。

《問い合わせ先》

久留米広域消防本部予防課

TEL : 0942-38-5159

FAX : 0942-46-5567